

令和元年第5回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第5号)

招 集 年 月 日	令和元年5月29日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和元年5月29日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和元年5月29日11時05分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 5 名 欠 席 4 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	△	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	△	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	△	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	2番	寺田 光浦里		
	8番	佐藤 潤		

議長	<p>本日の出席委員は 5 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 5 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 2 番委員と 8 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 14 号から議案第 33 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 27 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>5 月 26 日に譲受人である■■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地は現在、譲渡人である■■■■さんの親戚にあたる方が管理されており、この方が高齢になられ、■■■■さん自身も遠方に住まわれ、また、高齢であるため、管理ができないということで、今回の申請がありました。■■■■さんの話では、申請地には今後、梅を植えて農地の管理をしていきたいということでありました。■■■■さんは、農機具を一式所有され、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 28 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>議案第 28 号の説明をさせていただきます。本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請になります。議案書は 1 ページと 3 ページから 8 ページまでになります。5 月 22 日に私と行政書士の■■■■さんと事務局職員の 3 人で行いました現地調査の報告をさせていただきます。まず、前提としまして、譲受人の■■■■さんの親族が図面ページの 4 番にあります、■■■■の宅地を購入されることになりました。しかし、その宅地の購入条件として、譲渡人の■■■■さん所有名義の不動産をすべて買い取ってほしいという要望がありました。■■■■さんはその要望を受け入れ、すでに不動産全ての売買契約を■■■■さんと結んでおります。そのすべての不動産の中の一部に今回の申請地が含まれており、農地は所有権移転を行う際に、農業委員会からの許可を得なければならないため、本申請に至ったということです。次に、本申請の内容についてお話しさせていただきます。</p>

	<p>きます。はじめに、3 ページをご覧ください。申請地 ■■■ は上殿の太田川森林組合の付近で、位置図のとおりです。休耕地となっておりますが、維持管理を行い、タラの芽を生育するとのことです。続いて、4 ページをご覧ください。申請地 ■■■ と ■■■ と ■■■ は中筒賀の天神橋付近で、先ほどお話ししました宅地の周辺になります。こちらも休耕地となっておりますが、維持管理を行い、タラの芽を生育するとのことです。続いて、5 ページをご覧ください。申請地 ■■■ はグリーンスパつつがの付近になりまして、同様にタラの芽を生育するとのことです。続いて、6 ページをご覧ください。申請地 ■■■ は上筒賀の小原大橋付近で、位置図のとおりです。こちらも休耕地となっておりますが、維持管理を行い、タラの芽を生育するとのことです。続いて、7 ページと 8 ページをご覧ください。こちらの申請地 ■■■ と ■■■ は大井集落の中にあり、位置図のとおりです。これらの申請地も休耕地となっておりますが、維持管理を行い、タラの芽を生育するとのことです。本申請に記載の申請地はすべて休耕地であります。■■■さん所有のまま休耕状態を続けるよりは、■■■さんが譲り受け維持管理を行い、タラの芽を育てる方が農地を農地として維持していくためにはよいと思います。■■■さんは農機具を所有され、農作業にも従事されます。以上のことから本申請は許可相当と考えられます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 29 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>農地法第 5 条、議案書の 1 ページ議案第 29 号及び図面ページは 9 ページです。これは前回、■■■さんから■■■さんへ 3 条の権利移動の申請がありましたが、その申請に係る案件です。先月、4 月 19 日に、申請者の■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。■■■さんから譲り受けようとする■■■から■■■と■■■の農地のうち、■■■は■■■さんが平成 23 年頃、アスファルト舗装されておりました。■■■は隣接する農地で、農作業をするために、また、田に農機具を進入させるために舗装されているものです。周辺の営農状況に支障を生じる恐れはありません。事業規模から見ても適切な面積であるといえます。また、この案件は無断転用のため、始末書が付いております。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 30 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 30 号の説明をさせていただきます。安芸太田農業振興地域整備計画の変更についてです。資料番号は 1 番です。この案件は、安芸太田町長より、令和元年 5 月 14 日付けで安芸太田農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められております。今回、農村生活の利便性向上を図り、また社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる墓地、駐車場、プロパンガス収納庫、車庫兼倉庫として利用したいため、農</p>

用地区域からの除外申請がありました。また、令和元年度ひろしま活力農業経営者育成事業の実施に伴い、県補助事業を活用しハウス整備を行うため、県補助事業要件となっております農用地区域内の農地として編入しなければならないことから、今回補助事業で実施する 6,940 m²の農用地を新たに農用地区域に設定し、関係機関の広島市農業協同組合、太田川森林組合、そして安芸太田町農業委員会より意見を聴くものとなっております。除外について、まず 1 点目に、当該変更に係る農地を農地以外の用途にすることが適当であって、その他の土地をもって代えることが困難であると認められること。2 点目に、当該変更により、農地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。という 2 つの要件が満たされるかを審議していただきたいと思います。内容は、2 ページ目をお開きください。携帯電話基地局が 6 m²、墓地及び駐車場用地が 189 m²、自宅兼店舗への進入路が 40 m²、プロパンガス収納庫及び車庫兼倉庫用地が 790 m²、農機具倉庫及び墓地用地が 375 m²、墓地が 217 m²で、計 6 件の 1,617 m²となっております。図面等につきましては、位置番号 1 番が 8～10 ページ目に、位置番号 2 番が 11～13 ページ目に、位置番号 3 番が 14～16 ページ目に、位置番号 4 番が 17～19 ページ目に、位置番号 5 番が 20～22 ページ目に、位置番号 6 番が 23～25 ページ目に、それぞれ添付しております。一方、編入については、5 ページ目をお開きください。坪野地区においてひろしま活力農業経営者育成事業のビニールハウス設置補助事業要件として、農用地区域内の農用地としての指定が必要なため、事業対象となる 21 筆の 6,940 m²について編入することとなっております。図面等につきましては、26～30 ページ目に添付しております。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長

続いて、議案第 31 号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第 31 号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料番号は 2 番です。本議案につきましては、安芸太田町長より令和元年 5 月 20 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で申請されている借り受ける個人及び法人が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農地について、耕作及び管理を行うことができると認められること。2 点目に、農作業に常時従事できると認められること。3 点目に、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する者と認められること。という 3 つの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。資料 2 をご覧ください。まず、1 ページ目から 9 ページ目までが ████████ さん他 10 名の方が農地利用集積円滑化団体の安芸太田町へ農地の貸し付けを行うものです。坪野地区の計画で、筆数が合計 21 筆、面積が合計 6,940 m²です。続いて、10 ページ目が ████████ さんから株式会社百姓屋、代表取締役、██████ さんへ農地の貸し付けを行うものです。土居地区の計画で、筆数が 1 筆、面積が 879 m²です。続いて、11 ページ目が ████████ さんから ████████ さんへ、12 ページ目が ████████ さんから ████████ さんへ、それぞれ農地の

	<p>貸し付けを行うものです。それぞれ戸河内地区の計画で、筆数が合計 2 筆、面積が合計 683 m²です。最後に、17 ページ目から 67 ページ目が■■■■さん他 24 名の方が一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、上仲孝昌へ農地の貸し付けを行うものです。土居地区の計画で、筆数が合計 94 筆、面積が合計 65,101 m²です。今回の利用権設定の計画は、借り受け案件が合計 37 件で、筆数が合計 118 筆、面積が合計 73,603 m²となっております。申請内容の詳細につきましては、資料 2 をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 32 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 32 号の説明をさせていただきます。農用地利用配分計画の同意についてです。本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、安芸太田町農業委員会へ意見を求められているものです。別紙資料 2 と 3 をご覧ください。先ほどの議案第 31 号で説明いたしました資料 2 の中の 17 ページから 67 ページまで、整理番号で言いますと 13 番から 37 番までの農地につきまして、農地中間管理機構から株式会社百姓屋、代表取締役、■■■■へ利用権設定を行う農用地利用配分計画になります。この計画につきましては、この計画で借り受けられる者が耕作の事業に供すべき農地について耕作及び管理をすることができるか、また、農作業に常時従事できるかを審議いただき、この 2 つの要件が今後において満たされるかどうかを答申するものとなっております。内容につきましては、資料 3 をご覧ください。表紙をめくっていただき、まず、利用権の設定をする者が一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、上仲孝昌です。そして、利用権の設定を受ける者が株式会社百姓屋、代表取締役、■■■■です。次に、利用権を設定する土地についてですが、表のとおりで、すべて土居地区となっております。筆数は合計 94 筆、面積は合計 65,101 m²です。利用権の設定期間につきましては、始期が公告日の翌日で終期が令和 11 年 12 月 31 日となっております。申請内容の詳細につきましては、資料 3 をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 33 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 33 号の説明をさせていただきます。安芸太田町待ち家バンクに登録される物件に附属する農地の変更設定についてです。別紙資料 4 と待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書をご覧ください。この度、安芸太田町待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 1 件出ておりますので、資料 4 のリストを加筆修正し、変更案を作成しました。■■■■さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たし</p>

	<p>ているため、この農地を資料4のリストに追加しております。この資料4は案になりますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第14号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第14号の説明をさせていただきます。先進地視察研修を終えての今後の取り組みについて、継続審議分です。先月の総会で農業委員会としての取り組みや方向性をお話いただき、さまざまな意見をいただきました。その中で、仮に道の駅周辺の再開発があったときに、農業委員会が関わりをもっていきたいという意見がございました。具体的な関わりとしては、産直市が今後どのようなあるべきか、どのような方向性で取り組んでいくべきかなど、産直市のプランが変わっていくときに、農業委員会として先進地視察研修で学んだことを活かし意見を述べるといったものでした。本日は、その参考資料として資料番号5番の安芸高田市農業委員会さんが発行しておりますあきたかた農業委員会だよりを用意させていただきました。こちらの資料も参考にしつつご審議いただければと思います。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議案第27号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第27号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第27号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第28号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第28号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第28号につきましては承認決定いたしました。</p>

議長	<p>続いて、議案第 29 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 29 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 29 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 30 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 30 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 30 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 31 号及び議案第 32 号につきましては、一部、私と関係がございしますので、まずは、議案第 31 号の私と関係のない申請から審議を行います。議案第 31 号、資料 2 の整理番号 10 番以外の申請について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 31 号、資料 2 の整理番号 10 番以外は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 31 号、資料 2 の整理番号 10 番以外につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、私と関係のある申請の審議を行います。代わりに議長として、2 番委員さんをお願いします。</p> <p>(議長退室)</p>

2 番委員	<p>それでは、議案第 31 号、資料 2 の整理番号 10 番について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
2 番委員	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 31 号、資料 2 の整理番号 10 番は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
2 番委員	<p>挙手多数でありますので、議案第 31 号、資料 2 の整理番号 10 番につきましては承認決定いたしました。</p>
2 番委員	<p>続いて、議案第 32 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
2 番委員	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 32 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
2 番委員	<p>挙手多数でありますので、議案第 32 号につきましては承認決定いたしました。</p> <p>(議長入室)</p>
議長	<p>続いて、議案第 33 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 33 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 33 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 14 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>この件についてはですね、先ほど事務局より説明がありましたように、基本的には、前回の総会での皆さんの意見を集約したとおり、道の駅の再開発があった場合、特に農業委員会が関連するもの、例えば産直市の再建設などといっ</p>

	<p>たときに、農業委員会がある程度関わりをもつ場を設定してもらおうという方向性で、事務局からの説明をこの視察研修における結果、報告、今後の活動に反映するという事で皆さん方の承認を得たいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>まあ、資料としてですね、安芸高田市さんの農業委員会だよりの中にありますように、産直市がどうかたちで取り組んでいくかという、一つの参考になりますので、一読していただいて、最終的には、農業委員会が産直市に関連することで意見を述べる場を設定してもらおうということで、このようなことで決定してもええですね、皆さん。</p>
事務局長	<p>今回、こういった話もですね、道の駅の周辺整備ということで、今年度から来年にかけてですね、この構想的なものを今たたき台でつくるような形でさせていただく中でですね、基本的にこの部分については、企画課が担当する中で、意見の場を、要するに住民さんとか関係機関とか、そういった意見の場を設けたいということがありますので、そういった話の場合についてはですね、企画課の担当者を呼んでですね、こういった場をもうけさせていただきたいと思いますので、またそういったところについては、今日決定いただいた部分については、担当課の方にはつなげておきますので、そのようにさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>農業委員会、要はいろんな審議会にしても、会長が代表で言うかたちでなしに、今言っておられたように、企画課から委員全員の意見を求める場を提供してもらった方がええと思うんよね。</p>
事務局長	<p>はい、そのようにさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、今の方向で決定とさせていただきたいと思いますが、その他に質疑のある方はおられますでしょうか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第14号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第14号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。広島市安佐南区の■■■■さんによります相続の届け出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございません。</p> <p>次に、農業用施設の農地転用届出書が1件出ております。広島市西区の■■■■さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますでしょうか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。</p> <p>これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第5回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(11:05)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">2 番委員</p> <p style="text-align: center;">8 番委員</p>